

## 陳情の取り扱いと審査結果

今回取り扱った陳情は、主に令和5年第1回定例会の招集告示日から令和5年第2回定例会の招集告示日まで提出され、受理した陳情が対象です。

取り扱いについては、各派交渉会で決定され、結果は下記のとおりとなりました。

陳情番号	受付年月日	陳情名	審査方法	審査結果
1	R5. 2. 10	庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情	総務委員会へ送付	聞きおく
2	R5. 5. 18	最低賃金の大幅引上げと全国一律化、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて「聞きおく」と決定	——
3	R5. 5. 18	公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて「聞きおく」と決定	——
4	R5. 5. 18	住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて「聞きおく」と決定	——
5	R5. 5. 18	地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて「聞きおく」と決定	——
6	R5. 5. 18	保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて「聞きおく」と決定	——
7	R5. 5. 18	介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置をあたりまえにすることを求める意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて「聞きおく」と決定	——
8	R5. 5. 18	「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて「聞きおく」と決定	——
9	R5. 5. 29	全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情	各派交渉会にて「聞きおく」と決定	——

※ 審査方法の欄の「聞きおく」について、豊川市議会では議会運営委員会の申し合わせにより、国・県等に意見書の提出を求める陳情や、国・県等に権限があり対応が委ねられている事項について議決を求める陳情については、各派交渉会等で「聞きおく」として、定例会中の常任委員会等での審査は

行わず、全議員にその写しを配付します。各会派が、陳情内容により意見書や決議の発議が必要と判断した場合は、定例会の中日の前日までに案を添えて、議長に申し出ることとしています。

今期定例会においては、陳情第2号及び陳情第8号について、意見書提出の申し出がありましたので、各派交渉会において協議を行った結果、意見書の提出は見送ることとなりました。